

H28年4月生～  
(第10回以降)  
制度利用対象

# 実務者研修 教育訓練給付金制度のご案内

一定の条件を満たした労働者または離職者が、厚生労働大臣が指定する教育訓練講座を自己負担で受講および修了した場合、「教育訓練給付金制度」を用いる事で支払った講座費用の20%が給付されます。  
※学院独自の割引制度をご利用された方は割引後の金額から20%給付されます。

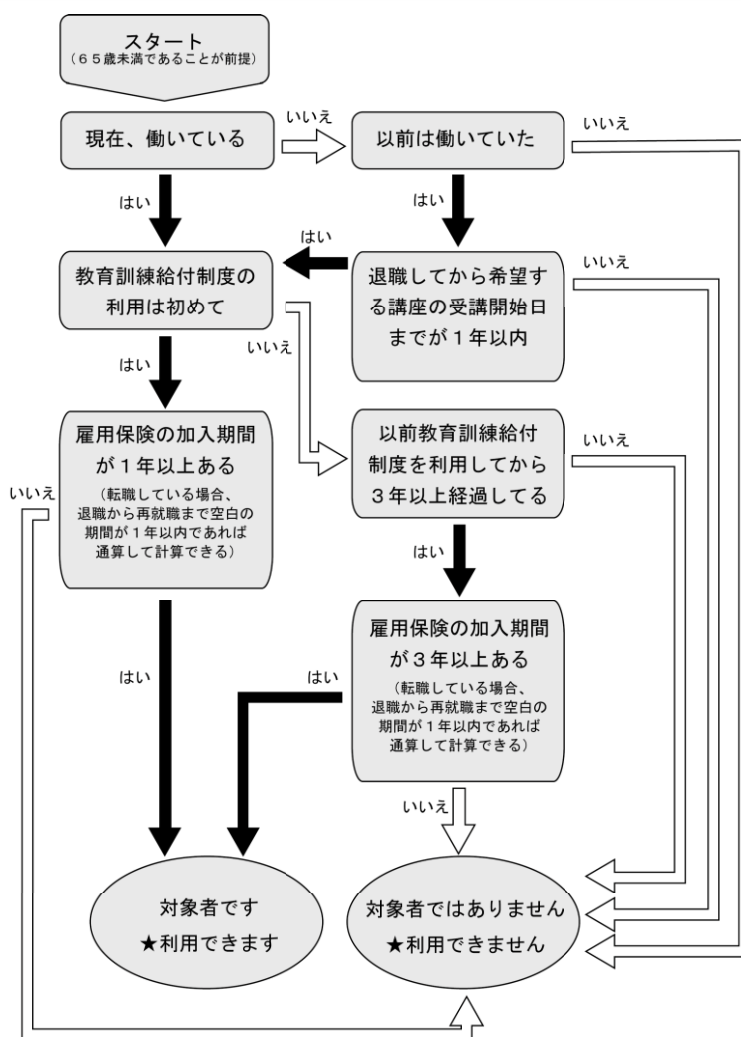
## 支給対象者・ご利用方法

### 対象者※①かつ②を満たす方

- ① 右の表で【対象者】となった方
- ② 受講料を本人名義にてお支払いされた方

### ご利用方法

- ① 管轄のハローワークにて教育訓練給付金支給要件回答書をお願いいたします。
- ② 講座申込後に受講料を本人名義で納入ください。
- ③ 開講式にて教育訓練給付金支給要件回答書をご提出ください。
- ④ 講座修了後に支給申請書類一式を修了証と共に郵送致します。
- ⑤ 申請書に必要事項を記入し、修了日より1か月以内にお住いの管轄のハローワークに提出して下さい。
- ⑥ 給付金がハローワークより指定金融機関に振り込まれます。



詳しくは管轄のハローワークへお問合せ下さい。

(下記にない場合はインターネットにて【ハローワーク一覧】で検索して下さい。)

名称	管轄区域	電話番号
ハローワーク横浜	神奈川区、西区、南区、港南区、保土ヶ谷区、磯子区、中区、旭区	045-663-8609
ハローワーク港北	港北区、緑区、青葉区、都筑区	045-474-1221
ハローワーク川崎	川崎区、幸区、横浜市鶴見区	044-244-8609
ハローワーク戸塚	戸塚区、泉区、瀬谷区、栄区	045-864-8609
ハローワーク相模原	相模原市	042-776-8609